

マイナンバーカードの 休日窓口を開設します

日曜開庁に併せてマイナンバーカード専用の休日窓口を開設します。マイナンバーカードに関する手続きができますので電話で予約してください。

※窓口の混雑を防ぐため必ず事前予約が必要です。予約なしでの手続はできません。また、システムメンテナンスなどにより急ぎよ使用ができなくなり、窓口開設を中止する場合があります

▼マイナンバーカード 休日窓口開設日	
令和6年	
4月	14、28日
5月	12、26日
6月	9、23日

受付時間は午前9時～午後0時30分まで

問 市民課 市民窓口班
☎(248)1113



大腸ファイバー検診を 実施します

30歳以上の人を対象に、大腸ファイバー検診(S状結腸内視鏡検査と便潜血検査)を実施します。4月中旬以降に発送する各種健診(検診)申込書とは別に申し込みが必要です。内視鏡検査の結果は、直接カメラで見ることができ、検査当日お知らせすることができます。(内視鏡検査は鎮静剤を使用しません)

▼対象者
30歳以上の市民

▼検診料
・S状結腸内視鏡検査
2100円

・便潜血検査
30歳から74歳 500円

75歳以上 200円

▼ところ 市役所、御代志市民センター、泉ヶ丘市民センター、須屋市民センター

▼申込方法
電話または電子申請

▼申込期限 5月10日(金)

問 健康づくり推進課

☎(248)1173

☎(248)1275
健康ほけん課 健康づくり班



▲申し込みページ

国民年金保険料の 月額が変わります

令和6年度の国民年金保険料は月額1万6980円です(前年度より460円引き上げ)。

毎月の保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られてくる1年分の納付書で翌月の末日までに納めます。

なお、保険料は2年を過ぎると納められなくなりますので注意してください。

問 熊本西年金事務所
☎(353)0142

国民年金学生納付特例制度

20歳以上の学生で、本人の所得が一定額以下の人は、申請により国民年金保険料の納付を猶予する学生納付特例制度を利用できます。

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までの1年間です。次の年度も在学予定の人は、4月上旬に日本年金機構から申請書が届くので必要事項を記入し返送してください。申請を忘れた場合も申請日の2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

子宮頸がんの キャッチアップ接種は 令和6年度で終了します

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮がんの原因となっているHPVの感染を防ぐ効果があります。平成25年4月から定期接種の対象となりましたが、予防接種後に、まれに重い症状の副反応が起こることがあるため、国の方針により平成25年6月14日以降、対象者へ積極的な接種を勧めていませんでした。

しかし、国の方針変更により積極的な接種が再開され、接種の機会を逃してしまった人も、希望者はキャッチアップとして公費で接種を受けることができます。

有効性・安全性などについては、市ホームページや厚生労働省ホームページを確認して、副反応などについて十分に理解し、接種をするか判断してください。

▼対象者
平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの人

▼接種を希望する場合
・市内医療機関での接種
対象の医療機関で予約
・市外の医療機関で接種



▲キャッチアップ接種

申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、万一の病気や怪我で障がいが残った場合に、障害基礎年金を受けることができなくなります。

なお、承認期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができます。詳しくはお尋ねください。

▼手続きに必要なもの

・有効期限記載の学生証(コピー可)
または在学証明書(原本)
・年金手帳や基礎年金番号通知書、またはマイナンバーが確認できる書類

▼オンライン申請

マイナンバーカードを利用し、マイポータルからオンライン申請ができます。詳しくは二次元コードをご確認ください



▲マイポータル

▼申請窓口

④保険年金課、⑤健康ほけん課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所

問 熊本西年金事務所
☎(353)0142

風しん抗体検査は お済みですか

風しんが流行しています。風しんは、成人がかかると症状が重くなる場合があります。また、妊娠初期の妊婦が感染すると赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあります。

次の対象者は、過去に公的に風しん予防接種が行なわれていないため、令和7年3月31日までの期間限定で、風しん抗体検査および予防接種を無料で受けることができます。

※抗体検査、予防接種を受けるには、クーポン券が必要です

▼対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

※対象者には3月にお知らせを郵送しています

▼クーポン券について

対象者には、令和4年度にクーポン券を送付しています。転入者や

建築物省エネ法・ 建築基準法などが 改正されます

令和4年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』により、建築物省エネ法が改正され、原則全ての建築物について省エネ基準への適合が義務付けられます。併せて、建築基準法の改正により、建築確認・検査対象が見直されるなど、建築主・設計者の皆さんが行なう建築確認の手続きなども変更されます。

▼ポイント

・全ての新築建築物に省エネ基準適合が義務付けられます。
・木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直されます。
・令和7年4月に施行予定です。
詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。



▲国土交通省

問 県土木部 建築住宅局 建築課
☎(333)2534



紛失した人は、お問い合わせください。

※有効期限が2023年3月と記載されたクーポン券は、令和7年3月31日まで使用できます

▼実施医療機関

全国の実施医療機関で受けることができます。実施医療機関は、厚生労働省のホームページをご覧ください。



▲厚生労働省

問 健康づくり推進課

☎(248)1173

☎(248)1275
健康ほけん課 健康づくり班



慰霊巡拝が実施されます

政府主催の慰霊巡拝が実施されます。慰霊巡拝参加者の補助対象や巡拝地など、詳しくはお尋ねください。

問 県健康福祉部

長寿社会局 社会福祉課
☎(333)2199